平戸市行政改革推進計画における平成26年度の取り組み実績

■お問い合わせ 行革推進課行革推進班 ☎内線2352

平成25年度に策定した平戸市行政改革推進計画について、平成 26年度に取り組んだ実績を取りまとめましたので、その主な内容 をお知らせします。

この平戸市行政改革推進計画は、平戸市の税収とともに主要な 財源である普通交付税が平成28年度から32年度までの5年間で 17億円(計画策定時)が段階的に削減されることになったことから、 事業の見直しなど一般財源の支出を抑えることや、歳入を増加さ せ、計画期間の平成35年度までの11年間で達成する計画です。

平成26年度の取り組み実績については、計画額2億5.382万円に 対し、実績額は9億1,709万円でした。ふるさと納税の取り組みは 大きな効果となりましたが、計画額を下回った取り組みもありま す。今後は各取り組みにおいて計画額を達成するように努力して いきます。



各種取り組み実績

(単位:千円)

区分	計画額	実績額	取り組み内容(主な実績のみ)
施策・事務事業の見直し	107,263	53,390	・事務事業の再編・整理・廃止・統合による見直し ・固定的に支出される内部管理経費の削減 ・生活保護費の適性化による削減
各種制度の見直し	1,300	△122	・学校給食共同調理場委託料の見直し
定員管理の適正化	80,331	88,084	・職員数の適正化など(退職19人 採用9人 削減数10人)
給与などの見直し	5,000	△3,276	・時間外勤務手当の削減
財政の健全化	19,701	14,843	・特別会計・企業会計への繰出金抑制
計画的な施設管理	5,000	7,768	・保育所の統廃合による削減
歳出削減額(小計)	218,595	160,687	
安定的な歳入確保	35,224	756,400	・ふるさと納税の取り組み強化による増収 ・遊休市有地の売却による普通財産の有効活用 ・太陽光発電所誘致による土地貸付料および固定資産税の増収 ・市営住宅駐車場整備による使用料の増収
歳入増加額(小計)	35,224	756,400	
合 計	253,819	917,087	

※実績額は、平成25年度と平成26年度の決算額を比較した額です。(△は歳出額の増加を表しています)







障害福祉サービスについて

さまざまな心身の障がいにより、地域での日常生活に支援を必要としている人が、 安心して自分らしく暮らせるよう、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、 障害福祉サービスを実施しています。今回は障害福祉サービスの種類や内容につい て紹介します。

■お問い合わせ 福祉課障害福祉班 ☎内線2564

健康・福祉 いきいき通信





障害福祉サービスの主な種類と内容

	種類	内 容
介護給付 -	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設などで、入 浴、排せつ、食事の介護などを行います。
訓練等給付	就労継続支援 (A型、B型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識およ び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せ つ、食事の介護などを行います。
障害児 通所支援	児童発達支援	就学前の児童へ、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への 適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	18歳未満の児童へ、放課後や長期休暇中において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。

※上記で紹介しているサービス以外にもさまざまな障害福祉サービスがありますので、お気軽にご相談ください。

●利用できる人は?

4+ **4**+ **4**+ **4**+

●身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福 祉手帳を持っている人

(知的障害、精神障害についてはその障がいを 証明する書類でも可 ※医師の診断書など)

●難病(対象疾病に限る)の人

※介護保険サービスの対象となる場合は、介護 保険サービスが優先となります。

●利用したときの費用の自己負担は?

*****+ *****+ *****+ *****+

障害福祉サービスを利用 したときの費用の自己負担 は、原則としてサービスに かかった費用の1割ですが、 所得に応じて負担上限額が 設定されているので、それ 以上の負担は生じません。



●利用の手続きは?

サービスの利用を希望する人は、福祉課障害福祉班までご相談ください。居宅介護や施設入所などの介護給 付サービスを利用される場合は、障害支援区分の認定が必要となります。

※障害支援区分とは?

障がいの多様な特性や、心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを表す6段階の区分(区分 1~6)のことです。調査員による訪問調査と、医師意見書に基づき、保健や医療の専門家による認定審査会に よって決定されます。

19 Hirado City Public Relations, 2016.2